

自己資本の構成に関する開示事項(平成30年3月期第3四半期)

【三井住友信託銀行】

(単体・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成29年 12月末	経過措置 による 不算入額	平成29年 9月末	経過措置 による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	1,844,077		1,807,286	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	798,270		798,270	
2	うち、利益剰余金の額	1,045,806		1,030,148	
1c	うち、自己株式の額(△)	-		-	
26	うち、社外流出予定額(△)	-		21,132	
	うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-		-	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	412,268	103,067	389,908	97,477
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,256,345		2,197,195	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	40,041	10,010	38,200	9,550
8	うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	40,041	10,010	38,200	9,550
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 13,090	△ 3,272	△ 11,794	△ 2,948
12	適格引当金不足額	13,824	3,456	13,208	3,302
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,595	398	1,677	419
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
15	前払年金費用の額	88,419	22,104	87,524	21,881
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-		-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	130,789		128,816	
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,125,555		2,068,378	

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成29年 12月末	経過措置 による 不算入額	平成29年 9月末	経過措置 による 不算入額
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-		-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	290,000		290,000	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		-	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	110,000		110,000	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 0		△ 0	
	うち、為替換算調整勘定の額	△ 0		△ 0	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	399,999		399,999	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,126		2,070	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	398		419	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	1,728		1,651	
42	Tier2資本不足額	-		-	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	2,126		2,070	
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ)) (ヘ)	397,873		397,929	
Tier1資本					
45	Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	2,523,428		2,466,308	
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	220,000		180,000	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	309,083		344,156	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	-		-	
	経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	69,010		65,174	
	うち、その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	68,863		65,027	
	うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	147		147	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	598,093		589,331	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,728		1,651	
	うち、適格引当金不足額の50%相当額	1,728		1,651	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	1,728		1,651	
Tier2資本					
58	Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	596,365		587,680	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	3,119,794		3,053,988	

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成29年 12月末	経過措置 による 不算入額	平成29年 9月末	経過措置 による 不算入額
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	32,115		31,431	
	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10,010		9,550	
	うち、前払年金費用の額	22,104		21,881	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	20,340,884		18,859,250	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率((ハ)/(ワ))	10.44%		10.96%	
62	Tier1比率 ((ト)/(ワ))	12.40%		13.07%	
63	総自己資本比率((ル)/(ワ))	15.33%		16.19%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	202,640		188,878	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	53,125		53,026	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	-		-	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	2,664		2,899	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	106,617		100,327	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	194,500		194,500	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	428,954		428,954	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	